

大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大崎市立学校の設置に関する条例（平成18年3月31日条例第113号）第2条に定める学校の閉校に伴い、閉校記念事業等を行う団体（以下「実施団体」という。）に対して、予算の範囲内で大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる事業の経費は、次のとおりとする。

- (1) 閉校記念誌の作成に関する経費
- (2) 記録映像等の作成に関する経費
- (3) 閉校記念式典の開催に関する経費（ただし、謝金、記念碑等建立費、備品購入費、飲食費は除く。）
- (4) 前各号に掲げる経費のほか、閉校に伴い必要となる経費

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとし、その提出部数は1部、その提出期限は、市長が別に定める日までとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(変更申請)

第4条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請内容を変更又は中止しようとするときは、大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出するものとし、その提出部数は1部、その提出期限は、市長が別に定める日までとする。

2 前項の変更申請書に添付しなければならない書類は、第3条各号に掲げる書類を準用するものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定をする場合において付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、前条の変更申請書により市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を来たさない軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金中止廃止承認申請書（様式第5号）により市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業の実施状況及び収支に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しておくこと。

(交付の決定等)

第6条 市長は、第3条及び第4条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助の可否及び補助金額について決定し、大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）及び大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金変更交付決定通知書（様式第7号）によりその旨を補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(実績報告)

第7条 前条の規定により交付決定者は、補助事業等が完了したとき又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金実績報告書（様式第8号）により補助事業の成果を市長に報告するものとし、その提出部数は1部、その提出期限は、市長が別に定める日までとする。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支精算書（様式第10号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金確定通知書（様式第11号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、概算払により交付するものとし、その請求書の様式は、大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金概算払請求書（様式第12号）によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、29年度に係る補助金に適用する。

(適用区分)

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

様式第1号（第3条関係）

大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金交付申請書

令和〇年〇月〇日

大崎市長 様

申請者 大崎市古川〇〇〇番地

〇〇〇学校閉校記念事業実行委員会

委員長 〇〇 〇〇



大崎市立小中学校閉校記念事業を下記により実施したいので大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金 金 〇〇〇〇〇〇 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金額の算出の基礎等

別紙の添付書類を参照

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第3条関係）

大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金交付申請書

令和4年〇月〇日

大崎市長 様

申請者 大崎市古川〇〇〇番地

〇〇〇学校閉校記念事業実行委員会

委員長 〇〇 〇〇

印

大崎市立小中学校閉校記念事業を下記により実施したいので大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金 金 〇〇〇〇〇〇 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

令和5年4月の古川西部地区の学校統合に伴う〇〇〇学校の閉校に対し、在校生や保護者、地域や卒業生の方々とこれまでの長い学校の歴史を偲び、閉校記念誌の作成や閉校記念式典を開催等、各種の閉校記念事業を執り行うもの。

2 補助金額の算出の基礎等

別紙の添付書類を参照

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 団 体 名	
2 事業内容	
3 事業の目的 や効果等	
4 備 考	

事業計画書

1 団 体 名	〇〇〇学校閉校記念事業実行委員会
2 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・閉校記念誌の作成 〇〇〇部 ・閉校記念式典の開催 ・閉校記念の記録映像の作成 ・閉校記念品の作成 <p>※その他，実行委員会として計画している事業内容を適宜，箇条書きで記載してください。</p>
3 事業の目的 や効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇学校の歴史を，閉校記念誌としてまとめ後世に伝える。 ・式典を開催し，出席者で学校の歴史を偲ぶ。 ・閉校となる学校の記録映像を作成し，閉校記念誌と同様に学校の歴史を記憶媒体として残す。
4 備 考	

様式第3号(第3条関係)

収支予算書

歳入

(単位：円)

区分	歳入予算額	内 容
計		

歳出

(単位：円)

区分	歳出予算額	内 容
計		

様式第3号(第3条関係)

収支予算書

歳入

(単位：円)

区分	歳入予算額	内 容
市補助金	〇, 〇〇〇	
計	〇, 〇〇〇	

歳出

(単位：円)

区分	歳出予算額	内 容
消耗品費	〇, 〇〇〇	事務費, 花代, 会議費
印刷製本費	〇, 〇〇〇	閉校記念誌作成, 記念品作成
通信運搬費	〇, 〇〇〇	切手, はがき代
委託料	〇, 〇〇〇	閉校記念映像作成
計	〇, 〇〇〇	

様式第8号（第7条関係）

大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

大崎市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者名 印

〇〇年〇〇月〇〇日付け大崎市指令（〇〇）第〇号で交付決定の通知のあった大崎市立小中学校閉校記念事業について、下記のとおり実施したので、大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金額の算出の基礎等
- 3 〇〇〇〇〇〇

添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 〇〇〇〇〇〇

様式第8号（第7条関係）

大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日

大崎市長 様

申請者 大崎市古川〇〇〇番地

〇〇小学校閉校記念事業実行委員会

委員長 〇〇 〇〇 印

令和 年 月 日付け大崎市指令（〇〇）第〇号で交付決定の通知のあった大崎市立小中学校閉校記念事業について、下記のとおり実施したので、大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の目的及び内容

令和3年4月の古川北部地区の小学校統合に伴う〇〇小学校の閉校に対し、在校生や保護者、地域や卒業生の方々とこれまでの長い学校の歴史を偲び、閉校記念誌の作成や閉校記念式典を開催等、各種の閉校記念事業を執り行うもの。

2 補助金額の算出の基礎等

別紙添付書類を参照

添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 〇〇〇〇〇〇

様式第9号（第7条関係）

事業実績書

団 体 名	
事業の成果	
備 考	

様式第9号（第7条関係）

事業実績書

<p>団 体 名</p>	<p>〇〇小学校閉校記念事業実行委員会</p>
<p>事業の成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉校記念誌 〇〇部作成 （在校児童，教職員，地区住民，式典出席者へ配布） ・ 閉校記念式典開催 （令和5年〇月〇日開催，出席者 〇〇〇名） ・ 記念の記録映像作成 ・ 〇〇〇
<p>備 考</p>	

様式第12号（第9条関係）

大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

大崎市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者名



〇〇年〇〇月〇〇日付け大崎市指令（〇〇）第〇号で交付決定の通知のあった大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金について、大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記金額を概算払の方法により交付されるよう請求します。

記

1	概算払請求額	円
	(内訳)	
	交付決定額	円
	交付済額	円
	概算払請求額	円
2	入金口座	
	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義	

様式第12号（第9条関係）

大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日

大崎市長 様

申請者 大崎市古川〇〇〇番地

〇〇小学校閉校記念事業実行委員会

委員長 〇〇 〇〇



令和 年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定の通知のあった大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金について，大崎市立小中学校閉校記念事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により，下記金額を概算払の方法により交付されるよう請求します。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 概算払請求額 | 円 |
| | (内訳) | |
| | 交付決定額 | 円 |
| | 交付済額 | 円 |
| | 概算払請求額 | 円 |
| 2 | 入金口座 | |
| | 金融機関名 | |
| | 口座番号 | |
| | 口座名義 | |

〇〇小学校（または中学校）閉校記念事業実行委員会設置要領（案）

（設置）

第1条 古川西部地区の小学校4校，中学校1校の統合に伴い，閉校となる〇〇小学校（中学校）の閉校記念事業を実施するため，〇〇小学校（中学校）閉校記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 実行委員会は，次に掲げる事項について検討し，実施する。

- (1) 式典の企画，立案に関する事。
- (2) 式典の実施に関する事。
- (3) 式典の会計に関する事。
- (4) 閉校記念誌の企画，立案に関する事。
- (5) 閉校記念誌の作成にあたり寄稿者等との調整に関する事。
- (6) 閉校記念誌の配布に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか，式典の開催及び閉校記念誌の作成など閉校に関して必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 実行委員会は，委員長，副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は，〇〇小学校（中学校）父母教師（PTA）会長又は父母教師（PTA）会長の推薦する者を充て，副委員長及び委員は，次に掲げる者のうちから委員長が指名する。

- (1) 〇〇小学校（中学校）の教職員
- (2) 〇〇小学校（中学校）の保護者
- (3) 〇〇小学校（中学校）区の地区住民
- (4) その他委員長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は，実行委員会の設置から式典及び記念誌作成に関する事務が終了するまでの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員長は，会務を総理し，実行委員会を代表する。

2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第6条 実行委員会の会議は，委員長が招集し，委員長がその議長となる。

2 実行委員会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（専門部会）

第7条 実行委員会は，必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第2条に規定する所掌事項を分担し遂行する。

(庶務)

第8条 実行委員会及び専門部会の庶務は、各学校において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、実行委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、教育委員会と委員長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年 月 日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、古川西部地区の小学校4校、中学校1校が統合した日にその効力を失う。

〇〇小学校(中学校)閉校記念事業実行委員会(案)

【所掌事項】：閉校記念事業に関する事項について協議・検討を行う。

【組織編制】：校長，父母教師（PTA）会長，各部会長，その他学校が必要と認める者

【設置期間】：令和4年 月 日～令和5年3月31日

* 実行委員会委員長は，父母教師（PTA）会長又は父母教師（PTA）会長が推薦する者



原案作成

【〇〇小学校(中学校)閉校記念事業】

【閉校記念誌 部会】

- 部会員（ 名）
 - 教職員 名
 - 保護者 名
 - 地域住民 名
- 検討事項
 - 記念誌の企画・立案

【閉校記念式典 部会】

- 部会員（ 名）
 - 教職員 名
 - 保護者 名
 - 地域住民 名
- 検討事項
 - 式典の企画・立案

【閉校記念品 部会】

- 部会員（ 名）
 - 教職員 名
 - 保護者 名
 - 地域住民 名
- 検討事項
 - 記念品の選定

【事務局】 〇〇小学校(中学校) 教頭，事務長

* 3 部会に部会長を置き，部会長は閉校記念事業実行委員会のメンバーとなる。

古川西部地区閉校記念事業実行委員会補助金額

単位:千円

学校名	需用費					役務費	委託料	合計
	消耗品費		印刷製本費		通信運搬費			
	事務費	花代	会議費	閉校記念誌 1冊/1,200円		記念クリア ファイル 1枚/120円	案内用切手94円 返信用はがき62円 (案内者200名)	式典記録映像
志田小学校 広報配付部数=404⇒450	50	15	20	540	54	35	500	1,214
西古川小学校 広報配付部数=669⇒700	50	15	20	840	84	35	500	1,544
東大崎小学校 広報配付部数=912⇒1,000	50	15	20	1,200	120	35	500	1,940
高倉小学校 広報配付部数=330⇒380	50	15	20	456	46	35	500	1,122
古川西中学校 広報配付部数=2315⇒2400	50	15	20	2,880	288	35	500	3,788
※広報配付部数は令和3年11月	250	75	100	5,916	592	175	2,500	9,608